

# 独立行政法人大学入試センターの役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会の行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から平成26年3月までの間、本給、地域手当及び期末特別手当を、9.77%減額することとした。
理事	・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から平成26年3月までの間、本給、地域手当及び期末特別手当を、9.77%減額することとした。
監事	・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から平成26年3月までの間、本給、地域手当及び期末特別手当を、9.77%減額することとした。
監事(非常勤)	・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から平成26年3月までの間、非常勤役員手当を、10%減額することとした。

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	15,641	9,875	3,989	1,777 (地域手当)			※
A理事	4,888	2,774	1,586	499 (地域手当) 29 (通勤手当)		7月30日	◇
B理事	8,038	5,186	1,808	934 (地域手当) 110 (通勤手当)	8月20日		◇
C監事	12,441	7,796	3,149	1,403 (地域手当) 93 (通勤手当)			
D監事 (非常勤)	1,296	1,296		( )			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されるものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、  
退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし (非常勤監事には退職手 当は支給しない)	

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、

退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注2:「適用」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国と同種の職員と同水準とする等、適正な人件費の管理に勤めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第3項に基づき、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう、学歴、試験、経験等を基に職責の度合いに応じた給与の決定を行っている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額(昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる。また、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
俸給月額(昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときに、その成績に応じ上位の号俸に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

##### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。  
(職員について)  
 ・実施時期:平成24年6月～平成26年3月  
 ・俸給表関係の措置の内容:一般職10～7級、教育職4級、指定職(△9.77%)  
   一般職6～3級、教育職3、2級(△7.77%)  
   一般職2、1級、教育職1級(△4.77%)  
 ・諸手当関係の措置の内容:管理職手当(一律△10%)  
   期末手当、勤勉手当及び期末特別手当(一律△9.77%)  
   地域手当及び時間外勤務手当等(俸給の減額率に応じて減額)  
 (役員について)  
 I-1-②「役員報酬基準の改正内容」参照

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	68人	41.2歳	6,120千円	4,681千円	155千円	1,439千円
事務・技術	54人	39.5歳	5,566千円	4,288千円	155千円	1,278千円
教育職種	14人	47.5歳	8,257千円	6,201千円	155千円	2,056千円

再任用職員	2人					
事務・技術	2人					
研究職種	該当者なし					
医療職種(病院医師)	該当者なし					

医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 3	歳 62.2	千円 3,382	千円 2,546	千円 70	千円 836
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他	人 3	歳 62.2	千円 3,382	千円 2,546	千円 70	千円 836

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の「教育職種」とは、国の教育職(一)相当の者である。

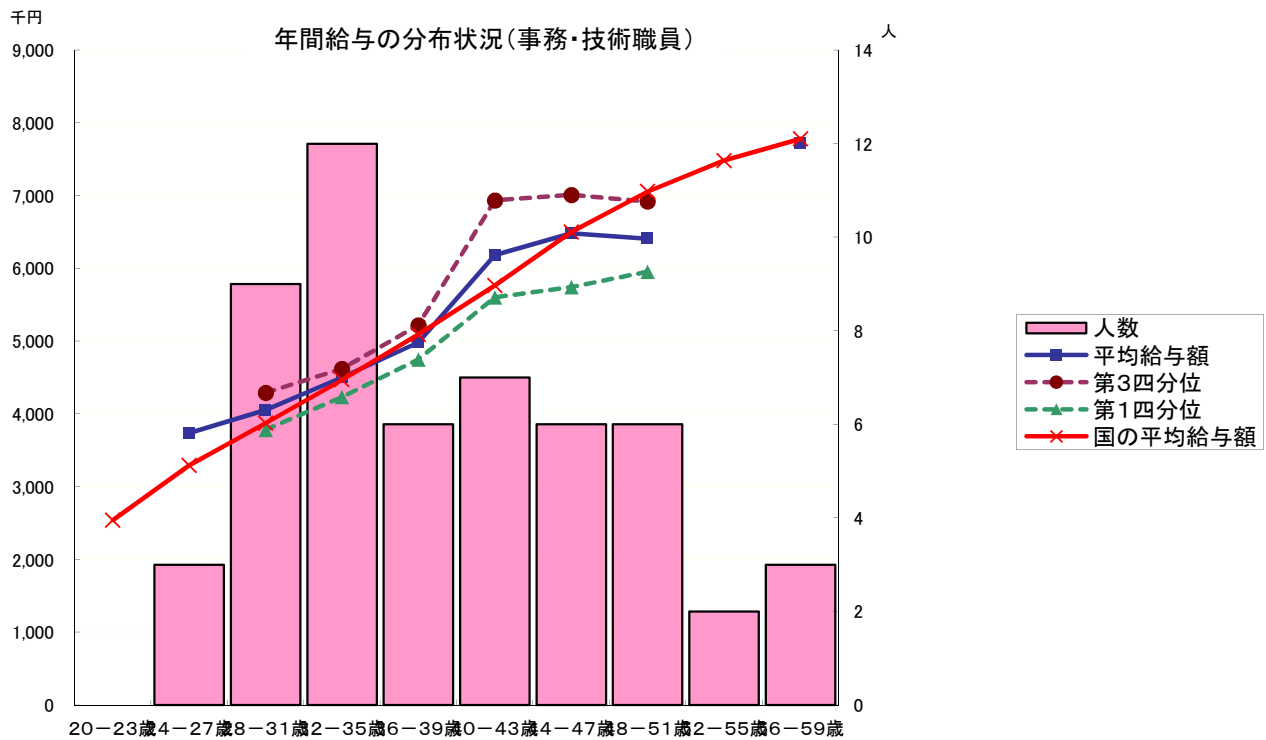
注3:再任用職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:非常勤職員の「その他」とは、技能補佐員、情報支援員、役員秘書である。

注5:在外職員、任期付職員について、該当者はいない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)

[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:52-55歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の平均給与額及び第1・第3四分位については表示しない。

注3:24-27歳、56-59歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
部長	1	—	—	—	—	—	—
次長	1	—	—	—	—	—	—
課長	2	—	—	—	—	—	—
主幹	1	—	—	—	—	—	—
課長補佐	8	51.1	6,458	6,897	6,897	7,012	7,012
係長	14	42.6	5,014	5,572	5,572	5,955	5,955
主任	8	37.9	4,569	4,853	4,853	5,064	5,064
係員	19	30.7	3,783	4,142	4,142	4,455	4,455

注:部長、次長、課長及び主幹の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の事項を表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	課長補佐	課長・主幹	次長・課長	部長
人員 (割合)	54 (%)	4 (7.4%)	17 (31.5%)	20 (37.0%)	6 (11.1%)	3 (5.6%)	3 (5.6%)	1 (1.9%)
年齢(最高～最低)		28～26	33～28	51～34	57～46	57～40	58～42	
所定内給与年額(最高～最低)		2,982～2,849	3,805～2,965	4,936～3,251	5,338～4,764	5,502～5,186	6,665～6,139	
年間給与額(最高～最低)		3,859～3,631	4,880～3,783	6,523～4,235	7,148～6,437	7,342～6,919	8,666～7,917	

注:7級の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.9%	64.1%	63.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.1%	35.9%	36.9%
	最高～最低	44.2～33.2%	44.2～31.9%	44.2～33.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.6%	67.2%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.4%	32.8%	34.0%
	最高～最低	40.5～32.2%	37.8～29.7%	39.1～30.9%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 101.1

対他法人(事務・技術職員) 95.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 101.1	
	参考	地域勘案 89.3 学歴勘案 100.2 地域・学歴勘案 89.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>・大学入試センター職員の給与は「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。</p> <p>・年齢階層による対国家公務員指数は101.1であるが、これはセンターの所在地が東京都特別区で、地域手当を国の1級地(東京都特別区)の支給率(18%)で支給しているためであり、1級地での比較(年齢+地域)で見ると89.1であり、適正な給与水準と考える。</p> <p>(その他補足事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合は6.0%である。</li> <li>・本法人の大卒者の比率は72.2%である。</li> <li>・本法人の管理職員の割合は9.3%である。国の行政職俸給表(一)適用者における管理職手当(俸給の特別調整額)の4種以上の受給者割合を見ると13.8%であり、本法人における管理職員の割合は妥当であると考ええる。</li> </ul> <p>※参照している国家公務員のデータは「平成24年国家公務員給与等実態調査」から引用した。</p> <p><b>【主務大臣の検証結果】</b>                      地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考ええる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
給与水準の適切性の検証	<p><b>【国からの財政支出について】</b>                      支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 0%                      (国からの財政支出額0円、支出予算の総額 11,254,701,000円：平成24年度予算)</p>	
	<p><b>【累積欠損額について】</b>                      累積欠損額0円(平成23年度決算)</p>	
講ずる措置	国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、引き続き、より実態が反映された対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)で、国家公務員と同等以下の給与水準を維持できるよう努めていきたい。	

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 655,187	千円 732,635	千円 (%) △77,448 (△10.6)	千円 (%) △77,448 (△10.6)
退職手当支給額 (B)	千円 36,386	千円 102,078	千円 (%) △65,692 (△64.4)	千円 (%) △65,692 (△64.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 136,405	千円 140,977	千円 (%) △4,572 (△3.2)	千円 (%) △4,572 (△3.2)
福利厚生費 (D)	千円 100,113	千円 107,855	千円 (%) △7,742 (△7.2)	千円 (%) △7,742 (△7.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 928,091	千円 1,083,545	千円 (%) 155,454 (△14.3)	千円 (%) △155,454 (△14.3)

#### 総人件費について参考となる事項

##### (1)前年度と比較した場合の増減の理由について

###### ①給与、報酬等支給総額

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに準じ、平成24年6月から給与の減額措置を講じた結果、45,995千円を削減し、それを含めて前年度と比較して給与、報酬等支給総額は△10.6%の減少となった。

###### ②最広義人件費

給与、報酬等支給総額の減少の他、退職者の減少に伴う「退職手当支給額」が減少したことなどから、前年度と比較して14.3%の減少となった。

##### (2)人件費削減の取り組みについて

① 中期目標において、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しに取り組むこととしている。

② 中期計画において、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成17年度予算額(850,000千円)と比して6.0%以上の削減を図ることとしている。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給基準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当の調整率を104/100から87/100に引き下げを行った。

なお、経過措置としてH25.1.1～H25.9.30は98/100、H25.10.1～H26.6.30は92/100とした。